

保健より

登園時の健康確認

健康状態は、熱があるかないかだけで判断できるものではありません。

お子様が集団生活を送るに支障がない健康状態かどうかを総合的に判断しましょう。

登園時に全身状態を確認し、保育困難と判断した場合はお休みいただくか、または医療機関受診後の登園の協力をお願いすることがあります。(下痢、嘔吐、目やに、目の充血など)

解熱剤を服用させて無理な登園をさせるなどの行為はお控え下さい。

発熱時のご連絡について

緊急連絡票に従ってご連絡致します。熱が何度で連絡するという事ではありません。日頃のお子様の健康状態等と照し合せ、集団生活の継続が困難と判断した場合、まず初めにご報告の電話をさせていただきます。その後も引き続き園で容体の変化を見守りますが、目安として 38℃を超えてきたあたりで再度ご連絡致します。その際はできるだけ早いお迎えとその後の受診をお願い致します。ご両親いずれかが速やかにお迎え対応する事が困難な場合、ご親族へのご協力を得られるようにしておく事をお勧め致します。

※園では、たとえ本人が元気であっても 38℃以上の高熱の際は何らかの感染の可能性を考え対応します。同様に熱がなくても嘔吐や下痢などの症状がある場合はご連絡することがあります。

園で受診させる場合

保育中、過度の発熱や重篤な怪我などの緊急を要する場合は、保護者へ連絡後、園の職員が付き添い医療機関を受診することがあります。また、連絡が取れない場合や直ぐにお迎えに来られず容体が悪化した場合などにも、当園の判断で受診させることがあります。

その際、医師の判断によりレントゲン撮影をすることもありますので予めご了承下さい。

病後の回復期

ウィズチャイルドでは病児・病後児保育は行なっておりません。病後の回復期にあつて未だ集団保育が困難な場合で、かつご両親またはご親族の方などによる家庭保育が困難な場合は、市内にある厚生荘病院「あい」病後児保育室をご紹介致します。事前登録が必要な施設ですので資料が必要な方は受付にお申し出下さい。

予防接種

インフルエンザ等、予防接種は積極的に受けていただくようお願い申し上げます。

感染症に罹った場合、重篤になる可能性を防ぐことができます。また集団生活においては互いへの配慮にもなりますのでご理解ご協力をお願い致します。

早期治療

感染症は早期発見、早期治療が重篤にしない一番の方法です。

園とご家庭とで連携しお子様の体調の変化の際には情報を交換させて頂き、早期治療に心掛けましょう。

薬の預かりについて

薬は原則としてお預かりしない方針ですが、医師の指示に基づき、園生活中に服用の必要性ありと園が認められた場合のみ、保護者の責任においてお預かりし、看護師または担任が保護者に代わってお薬を与えます。

(感染症の回復期などは認められません)

- ① 薬は、担当医師が処方したものに限りませす。(市販薬はお預かり致しません)
- ② ご家庭において保護者が与えたことのある薬に限りませす。
- ③ お薬は必ず1回分のみお持ち下さい。シロップ等は別容器に1回分を移してお持ち下さい。
- ④ **【くすり連絡表】**に必要事項を記入の上、1回分の薬と一緒に担任へ直接手渡してください。

※上記内容が満たされない場合は、お薬を与える事ができませんのでご了承ください。

その他

- ・座薬のお預かりは原則致しません。
- ・発作などの状況判断が必要な場合は、その都度保護者へご連絡しお薬を与えるかどうかを判断して頂きます。

くすり連絡表 (見本)

くすり連絡表		
お子様の氏名	_____	歳 _____ 月 _____
病院名	_____	
① 持参した薬は	_____年 _____月 _____日に処方された	
	_____日分 のうちの 1回分 です。	
使用日時	_____	月 _____ 日
	・昼食前 ・昼食後 その他 (_____)	
② 薬の剤型 (該当するものを○で囲む)	_____	
	粉 ・ シロップ ・ 外用薬 ・ その他 (_____)	
③ 薬の内容 (該当するものを○で囲む)	_____	
	・抗生物質 ・咳止め ・鼻水止め ・下痢止め ・吐き気止め	
	・風邪薬 ・外用薬(_____) ・その他(_____)	
④ 備考・症状	_____	
一度、服用したことのある薬です	_____	保護者サイン
受領者サイン (_____)	_____	与薬者サイン (_____)

※受診時には、お子様が保育園に通っていることを医師に告げ、朝と晩2回または朝・夕・就寝前の3回の処方が可能かをご相談下さい。

感染症について

園内で感染症が発生した場合は速やかに掲示板でお知らせ致します。

ウィズチャイルドでは、集団感染予防を徹底する為、厚生労働省のガイドライン等に基づき提出が義務付けられている『登園許可証』に加えて、義務化されていない感染症についても『登園届』を導入しています。

『登園届』は園と保護者が意識を共有し、協力して集団感染を防ぐために活用するものです。

『登園許可証』は医師による記入、『登園届』は医師の診断のもと保護者が記入する書式となっています。感染症に罹った場合やその疑いがある場合は、直ちに受診していただき、速やかに園にご連絡いただきますようお願い申し上げます。以下、対象となる感染症についてご確認ください。

感染症名	症状	登園の目安
麻疹	発熱、咳、鼻汁 粘膜炎、発疹	解熱した後 3日を経過してから
インフルエンザ	突然の高熱、頭痛、 咽頭痛、咳嗽、鼻汁、関節痛	症状が出た後5日を経過し、 かつ熱が下がった後3日経過するまで
風しん	発熱、発疹、リンパ節腫脹	発しんが全て消失してから
水痘	発疹	全ての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎	発熱、唾液腺の有痛性腫脹	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核	咳嗽、痰、発熱	医師により感染のおそれがないと認めるまで
咽頭結膜熱	発熱、咽頭痛、結膜炎	主な症状が消え2日経過してから
百日咳	感冒症状から次第に咳が強くなる	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症	激しい腹痛、頻回の水様便 血便	症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、 48時間をあけて連続2回の検便によって、 いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	結膜炎、眼痛	医師により感染のおそれ ないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	頭痛、嘔吐、発熱、意識障害	医師により感染のおそれ ないと認めるまで

登園届の必要な感染症

感染症名	症状	登園の目安
溶連菌感染症	突然の発熱、咽頭痛、嘔吐、発疹	抗菌薬内服後24～48時間経過してから
マイコプラズマ肺炎	乾性の咳が徐々に湿性となり 次第に激しくなる	発熱や激しい咳が治まってから
手足口病	水泡性の発疹、口内炎	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響 がなく普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	軽い感冒症状、網目状の紅斑	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノ等)	発熱、吐気、嘔吐、下痢	嘔吐、下痢等の症状が治まり 普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱、咽頭痛、咽頭に水泡形成	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響 がなく普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳嗽、喘鳴、呼吸困 難	呼吸器症状が消失し、全身状態が 良いこと
带状疱疹	肋間神経に添い小水泡	全ての発しんが痂皮化してから
突発性発疹	高熱、発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※『登園許可証』『登園届』はホームページからダウンロードできるほか、園でも配布しています。

※感染症の診断の有無に関わらず、お子様が日常的な集団保育生活において心身共に支障をきたす場合は、なるべくご家庭での保育をしていただく様お願い致します。その他、上記にはない「とびひ」や「頭ジラミ」などの感染力の強い疾患においても、園の判断により登園を控えていただく場合がありますのでご了解下さい。

※感染症が拡大すると場合によっては休園することもあります。集団生活は互いの配慮あってこそ成り立つものです。感染症の流行る時期には、手洗いうがいなどの基礎的な健康管理をみんなで心掛けましょう。

感染拡大への予防意識をひとりひとりが強く持つことで集団感染は最小限に防げます。

以上、集団生活における安全管理上の園の対応についてご理解ご協力をお願い申し上げます。